

令和5年12月6日に三重県立桑名工業高等学校 にて労働法の出前授業を開催しました

三重労働局四日市労働基準監督署（宮田仁署長）は、令和5年12月6日、高校生に対する労働法の出前授業を三重県立桑名工業高等学校で開催しました。なお、同校に対する出前授業は、今回が初めての取り組みとなります。



四日市労働基準監督署では、昨今の情勢や相談窓口寄せられる相談内容を踏まえて若者に労働法の周知啓発を行っており、同校の協力により、就職や進学を控えた同校3年生146名に対して出前授業を実施しました。

出前授業の内容は、①労働基準監督署の概要、②働く人のための相談窓口の紹介、③労働法（労働基準法、労災保険法など）、④最低賃金などで、高校生は体育館に集合し、同署の労働基準監督官1名が講師を務め、50分間の授業を行いました。

授業では、厚生労働省作成の「これってあり？～まんが知って役立つ労働法Q&A」のテキストを使用して、「労働時間は法律で定められており、会社は法定労働時間を超えた労働には割増賃金を支払う義務があること」、「有給休暇は利用目的を問われることなく取得できること」、「都道府県ごとに最低賃金が定められており、それより低い額は認められないこと」など働く上でのルールについて、わかりやすく説明しました。

また、授業の中で、高校生に実際に残業代を計算してみることにチャレンジしてもらいました。

高校生には、給料や休日などの仕組みや法律を少しでも理解してもらえたと思います。

四日市労働基準監督署では、引き続き、高校生に労働法の基礎を身につけていただく出前授業を実施していきます。